

京都市教育長訓令甲第2号  
事務局

京都市教育委員会事務局事務分掌細則の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

京都市教育長 稲田 新吾

第3条学校指導課の款第14号中「、課内、開建高校開設準備室及び美術工芸高校開設準備室」を「及び課内」に改め、同条開建高校開設準備室の款及び美術工芸高校開設準備室の款を次のように改める。

西陵中学校区小中一貫教育校教育企画推進室

- (1) 西陵中学校区小中一貫教育校の教育に係る企画及び立案に関すること。
- (2) 西陵中学校区小中一貫教育校の教育に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 西陵中学校区小中一貫教育校の教育に係る学校及び関係機関との連絡調整に関すること。

小栗栖中学校区小中一貫教育校教育企画推進室

- (1) 小栗栖中学校区小中一貫教育校の教育に係る企画及び立案に関すること。
- (2) 小栗栖中学校区小中一貫教育校の教育に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 小栗栖中学校区小中一貫教育校の教育に係る学校及び関係機関との連絡調整に関すること。

第3条総合育成支援課の款第5号中「北総合支援学校分校開設準備室」を「北総合支援学校中央分校開設準備室」に改め、同条北総合支援学校分校開設準備室の款中「北総合支援学校分校開設準備室」を「北総合支援学校中央分校開設準備室」に改め、同款各号中「北総合支援学校分校」を「北総合支援学校中央分校」に改め、同条生徒指導課の款第4号を削り、同款第5号を同款第4号とし、同款第6号中「及び野外活動施設京北山国の家」を削り、同号を同款第5号とし、同款第7号から同款第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)